〇千葉県県立特別支援学校設置条例(平成十九年千葉県条例第六号)

千葉県立野田特別支援学校 野田市	千葉県立東葛の森特別支援学校 流山市千葉県立特別支援学校流山高等学園 流山市	千葉県立柏特別支援学校 柏市	千葉県立矢切特別支援学校	千葉県立つくし特別支援学校 松戸市	千葉県立松戸特別支援学校	学園	千葉県立特別支援学校市川大野高等 市川市	千葉県立市川特別支援学校	千葉県立船橋夏見特別支援学校解析「	千葉県立船橋特別支援学校 い喬 ・	千葉県立習志野特別支援学校習志野市	千葉県立八千代特別支援学校 八千代市	千葉県立千葉特別支援学校	千葉県立袖ケ浦特別支援学校	千葉県立仁戸名特別支援学校 千葉市	千葉県立桜が丘特別支援学校	千葉県立千葉聾(ろう)学校	名称 位置	が設置する特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	第二条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十条の規定により県	(設置)	を定めるものとする。	四条の二第一項の規定により、県立の特別支援学校の設置に関し必要な事項	第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十 第一条 この条例は、	(趣旨)	千葉県県立特別支援学校設置条例	新
千葉県立野田特別支援学校 野田市	千葉県立特別支援学校流山高等学園(流山市)	千葉県立柏特別支援学校柏市	千葉県立矢切特別支援学校	千葉県立つくし特別支援学校 松戸市	千葉県立松戸特別支援学校	学園	千葉県立特別支援学校市川大野高等 市川市	千葉県立市川特別支援学校	橋夏見特別支援学校	千葉県立船橋特別支援学校 い喬 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	千葉県立習志野特別支援学校習志野市	千葉県立八千代特別支援学校 ハ千代市	千葉県立千葉特別支援学校	千葉県立袖ケ浦特別支援学校	千葉県立仁戸名特別支援学校 千葉市	千葉県立桜が丘特別支援学校	千葉県立千葉聾(ろう)学校	名称 位置	が設置する特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十条の規定により県 第二条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十条の規定により県	(設置)	を定めるものとする。	四条の二第一項の規定により、県立の特別支援学校の設置に関し必要な事項	地方自治法	(趣旨)	千葉県県立特別支援学校設置条例	田

(経過措置) 三 千葉県県立養護学校設置条例(昭和三十九年千葉県条例第二十六号) 号)	二 千葉県県立聾(ろう)学校設置条例(昭和三十九年千葉県条例第二十五一 千葉県県立盲学校設置条例(昭和三十九年千葉県条例第二十四号)2 次に掲げる条例は、廃止する。	(千葉県県立盲学校設置条例等の廃止)	1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。	(施行期日)	九号・二五年五五号・二六年五九号・二八年四八号〕	一部改正「平成一九年条例七八号・二二年一号・二三年一八号・一 千葉県立市房特別支援学校	別支援学	千葉県立君津特別支援学校君津市	千葉県立夷隅特別支援学校いすみ市	千葉県立長生特別支援学校長生郡一宮町	千葉県立大網白里特別支援学校 大網白里市	千葉県立東金特別支援学校 東金市	千葉県立飯高特別支援学校	千葉県立銚子特別支援学校 銚子市	千葉県立香取特別支援学校 香取郡神崎町	千葉県立栄特別支援学校 印旛郡栄町	千葉県立富里特別支援学校 富里市	千葉県立印旛特別支援学校 印西市	千葉県立四街道特別支援学校 四街道市		千葉県立湖北特別支援学校 我孫子市	新
(経過措置) 三 千葉県県立養護学校設置条例(昭和三十九年千葉県条例第二十六号) 号)	$\vec{=}$ $\vec{-}$	(千葉県県立盲学校設置条例等の廃止)	条:	(施行期日) 附 則		二 一部改正「平成一九年条例七八号・二二年一号・二三年一八号・三二年票県立市房特別支援学校 市房市	立槇(まき)の実特別支援学	\ /#	千葉県立夷隅特別支援学校いすみ市	千葉県立長生特別支援学校長生郡一宮町	千葉県立大網白里特別支援学校 大網白里市	千葉県立東金特別支援学校 東金市	千葉県立飯高特別支援学校 匝瑳市	千葉県立銚子特別支援学校 銚子市	千葉県立香取特別支援学校 香取郡神崎町	千葉県立栄特別支援学校 印旛郡栄町	千葉県立富里特別支援学校 富里市	千葉県立印旛特別支援学校 印西市	千葉県立四街道特別支援学校四番道市	立千葉盲学校	千葉県立湖北特別支援学校	

の条例は、平成二十九年四月一日から施行する。 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	附 則(平成二十八年六月二十八日条例第四十八号)	の条例は、平成二十七年四月一日から施行する。	附 則(平成二十六年十二月二十五日条例第五十九号)	の条例は、平成二十六年四月一日から施行する。	附 則(平成二十五年十月二十九日条例第五十五号)	の条例は、平成二十四年四月一日から施行する。	附 則(平成二十三年十月二十五日条例第三十九号)	この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。	附 則(平成二十三年三月十八日条例第十八号)	この条例は、平成二十二年三月二十三日から施行する。	附 則(平成二十二年三月十九日条例第一号)	の施行の日から施行する。 号)	の条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六 -	附 則(平成十九年十二月二十一日条例第七十八号)	する。	れたそれぞれ相当する特別支援学校となり、同一性をもって存続するものと ゎ	ぞれの盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校は、第二条の規定により設置さ ぞ	前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例に基づき設置されたそれ 3	新
Jの条例は、平成二十九年四月一日から施行する。	附則(平成二十八年六月二十八日条例第四十八号)	この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。	附 則 (平成二十六年十二月二十五日条例第五十九号)	この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。	附 則(平成二十五年十月二十九日条例第五十五号)	この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。	附 則(平成二十三年十月二十五日条例第三十九号)	この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。	附 則(平成二十三年三月十八日条例第十八号)	この条例は、平成二十二年三月二十三日から施行する。	附 則(平成二十二年三月十九日条例第一号)	の施行の日から施行する。	この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六	附 則(平成十九年十二月二十一日条例第七十八号)	する。	れたそれぞれ相当する特別支援学校となり、同一性をもって存続するものと	てれの盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校は、第二条の規定により設置さ	前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例に基づき設置されたそれ	旧